

野田市告示第 25 号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定による狂犬病予防員から犬を抑留した旨の通知があったことから、同条第8項の規定により次のとおり告示する。

令和7年2月18日

野田市長 鈴木 有

捕獲月日	捕獲場所	種類	毛色	性別	体格	特徴
令和7年 2月14日	野田市 木間ヶ瀬	雑種	茶	オス	中型	成犬、赤革製首輪 (ハート模様あり)

上記の犬は令和7年2月25日まで以下の機関で抑留します。

連絡先

千葉県動物愛護センター東葛飾支所（04-7191-0050）